

令和 4 年度

財政援助団体等監査報告書

令和 5 年 3 月

雲仙市監査委員

令和4年度財政援助団体等監査報告

I 監査の目的

地方自治法第199条第7項に基づき、市が補助金を交付している団体や出資団体に対し、その事業が補助金等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施する監査である。

令和3年度に本市が財政的援助を行った団体の中から、次の2団体を選定し監査を実施した。

監査対象団体	所管課
雲仙市土地改良区	農林水産部 農漁村整備課
雲仙市文化連盟	教委事務局 生涯学習課

II 監査の実施期間

令和4年12月12日から令和5年3月16日まで

III 監査の方法

監査の実施にあたっては、当該団体及びその所管課から提出された収支決算書及び事業報告書等と提示のあった出納関係の諸帳簿等関係書類との突合その他必要と認める監査手続きにより、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

IV 監査の主な着眼点

監査にあたっては、主に次の事項を着眼点とした。

(1) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課等へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- カ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

(2) 所管課関係

- ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政援助（以下「補助金等」という。）の決定は関係法令等に適合しているか。
- イ 補助金交付要綱は整備されているか。
- ウ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等により行われているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

V 監査の結果

(1) 雲仙市土地改良区（市補助金交付団体のみ）

ア 団体の概要

【1. 八斗木土地改良区】

所在地 : 雲仙市国見町土黒甲1079番地1
法人設立日 : 平成23年5月18日
組合員数 : 90名
役員等 : 理事長 1名
 理事 10名 ※理事長含む
 監事 2名
 事務局長 1名 (宮田土地改良区兼務)
 事務職員 2名 ()

【2. 宮田土地改良区】

所在地 : 雲仙市国見町土黒甲1079番地1
法人設立日 : 平成29年4月28日
組合員数 : 121名
役員等 : 理事長 1名
 理事 10名 ※理事長含む
 監事 2名

事務局長 1名 (八斗木土地改良区兼務)
事務職員 1名 ("")

【3. 山田原第2土地改良区】

所在地 : 雲仙市吾妻町大木場名63番地
法人設立日 : 平成24年4月6日
組合員数 : 215名
役員等 : 理事長 1名
 理事 15名 ※理事長含む
 監事 3名
 事務局長 1名
 事務職員 2名

【4. 守山土地改良区（横田工区事業区域編入）】

所在地 : 雲仙市吾妻町大木場名63番地
法人設立日 : 昭和60年8月16日 (令和3年3月15日編入)
組合員数 : 200名
役員等 : 理事長 1名
 理事 5名 ※理事長含む
 監事 2名
 事務局長 1名
 事務職員 2名 (内横田工区1名)

【5. 愛津原土地改良区】

所在地 : 雲仙市愛野町甲3997番地1
法人設立日 : 平成28年5月27日
組合員数 : 177名
役員等 : 理事長 1名
 理事 15名 ※理事長含む
 監事 3名
 事務局長 1名
 事務職員 1名

【6. 桃山田土地改良区】

所在地 : 雲仙市千々石町戊 370 番地 1
法人設立日 : 平成 29 年 6 月 29 日
組合員数 : 297 名
役員等 : 理事長 1 名
 理事 15 名 ※理事長含む
 監事 3 名
 事務局長 1 名
 事務職員 1 名

【7. 岡南部土地改良区】

所在地 : 雲仙市南串山町丙 10538 番地 4
法人設立日 : 平成 30 年 4 月 27 日
組合員数 : 181 名
役員等 : 理事長 1 名
 理事 10 名 ※理事長含む
 監事 2 名
 事務局長 1 名
 事務職員 1 名

本市土地改良区は、13 の土地改良区から構成されており、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的に設置されている。

イ 補助の目的

土地改良区の運営に要する経費に事務費等運営補助金を交付することにより、改良区の組合員（農家）の金銭的負担を軽減し、農業経営の安定化を図るとともに、土地改良事業の能率的運営及び組織的活動が促進され、農業生産の拡大及び農業構造の改善が図られる。

ウ 事業費実績（補助金交付額）

(単位：円)

補助金名称（改良区別）	年度	補助対象額	補助金額	備考
雲仙市土地改良区補助金	R2	21,086,400	21,086,400	
	R3	25,036,967	25,036,967	
八斗木土地改良区	R2	1,428,000	1,428,000	
	R3	-	-	
宮田土地改良区	R2	3,890,400	3,890,400	
	R3	4,160,532	4,160,532	
山田原第2土地改良区	R2	3,890,400	3,890,400	
	R3	4,160,532	4,160,532	
守山土地改良区 (横田地区)	R2	-	-	
	R3	4,027,907	4,027,907	
愛津原土地改良区	R2	3,993,600	3,993,600	
	R3	4,263,732	4,263,732	
桃山田土地改良区	R2	3,993,600	3,993,600	
	R3	4,263,732	4,263,732	
岡南部土地改良区	R2	3,890,400	3,890,400	
	R3	4,160,532	4,160,532	

エ 監査の概評

監査の着眼点に基づいた関係書類の審査、所管課及び7土地改良区の中から守山土地改良区（横田工区）を選定し、説明聴取等により監査を実施した結果、補助事業に係る出納その他の事務について概ね適正に処理されていることが認められた。

なお、改善又は検討を要する事項については、以下のとおりとする。

オ 検討要望事項等

1) 守山土地改良区に関する事項

① 立替払いについて

一般会計に係る経費の支払い方法や支出証拠書類を確認したところ、消耗品などの少額な経費の支払いにおいて、職員による立替払いが散見された。

土地改良区会計細則等に金銭の支払方法は明記されていないが、公共団体の会計処理においては振り込みが原則であり、事前に資金前渡するなど適正な事務処理となるよう徹底を図られたい。

② 適正な歳入の予算措置について

守山土地改良区（横田工区）の設立当初の運営資金として、土地改良区役員より200万円の借入金を収入し、設立当初の備品等の購入資金として運用されており、さらに償還については、年度末に無利子で償還されていた。

本件については、事務局長就任前の役員による予算調製で、やむを得ない事情は理解できるが、公共団体の会計処理としては望ましくなく、一定金融機関の資金等を融通するなり、手法については上部団体の助言を踏まえながら執行されるよう留意すべきである。

2) 農漁村整備課に関する事項

① 実績報告に係る決算額の確認について

補助金の額の確定は、実績報告書の内容等を的確に審査したうえで行わなければならない。

土地改良区の収支決算については、市と同様に出納整理期間があるため、3月末の補助金実績報告時の収支決算書と後日確認されている土地改良区総会時の決算書では若干差異が生じる可能性がある。

したがって、決算額等に係る現地調査においては、土地改良区の出納簿等についても精査確認する必要があり、補助金交付要綱に基づいた適正な審査徹底を図られたい。

(2) 雲仙市文化連盟

ア 団体の概要

名称 : 雲仙市文化連盟
所在地 : 雲仙市千々石町戊 582 番地
団体設立日 : 平成 17 年 12 月 16 日
役員等 : 会長 1 名
副会長 2 名
書記 1 名
会計 1 名
監事 2 名
委員 14 名

雲仙市文化連盟は、市内 7 地区の文化協会をもって組織され、雲仙市における芸術文化団体相互の連絡調整を図り、文化活動を促進して市民の文化の向上を期することを目的に設立されている。

イ 補助の目的

雲仙市における文化振興を推進し、市民の文化生活の向上に寄与することを目的に各種文化団体に対して交付する補助金であり、その組織の運営充実を図るために交付するもの。

ウ 事業費実績（補助金交付額）

令和元年度	4,684 千円 (4,473 千円)
令和 2 年度	2,437 千円 (2,247 千円)
令和 3 年度	4,357 千円 (3,820 千円)

エ 監査の概評

監査の着眼点に基づいた関係書類の審査、所管課からの説明聴取等により監査を実施した結果、補助事業に係る出納その他の事務について概ね適正に処理されていることが認められた。

なお、改善又は検討を要する事項については、以下のとおりとする。

才 検討要望事項等

1) 文化連盟に関する事項

①団体の財務規定の整備について

文化連盟における支出証拠書や出納簿については、概ね適正に整理されていたが、基本的な財務に関する規定がなく、会員の日当や謝金等については、申し合わせで運用されている。

市の規則等を準用する場合にあっても、基本的な運用基準については、団体の財務規定として整備すべきである。

②補助金対象経費への充当の徹底について

補助金は、交付要綱に基づき交付対象となる経費が示されているが、主に事業遂行に要する経費が対象である。しかしながら、各町文化協会の実績報告を見ると、経常的な人件費となる役員手当や事務局手当、また視察研修費と判断が難しい経費などに充当されているケースが見受けられた。

補助金の主旨を十分理解の上、補助対象経費を明確にし、適正な補助金活用を共有されるよう周知徹底を図られたい。

2) 生涯学習課に関する事項

① 各町文化協会への適切な運営指導について

各町文化協会の予算書・収支決算書様式の中で、項目の名称及び区分等がまちまちであり、文化連盟本部様式に統一することで、補助金充当などについても整理確認が容易になると考える。

また、各協会会長との意見交換の場を設けるとともに、各事務担当者には基本的な会計事務を指導するなど、団体の適切な運営と補助金交付目的の推進に努められたい。

② 繰越基準等の整備及び補助金の適正審査について

対象事業費の決算に係る繰越基準については、市の補助金交付要綱等においても特段の記載はないが、そもそも事業費補助にあっては、決算で剰余金が生じた場合、補助金の戻入調整が原則であり、特例的に団体の年度当初の効率的な事業運営の観点から、一定繰越金を認めていることは、令和2年度の他団体に対する当該監査においても指摘したところである。

したがって、繰越金については、一定自主財源（会費等）相当額などの基準を設け、超過分については戻入すべきと考える。

「雲仙市補助金等の交付基準」では、補助金対象経費を明確にし、補助事業の財源内訳として市補助金と団体等の自主財源による区分を行うとともに、自主財源確保についての努力を促し、事業費補助へ移行できるよう努めることと示されている。

また、本監査において散見された「団体運営に係る経常的な人件費」や「慶弔費」、「慰労的な視察・研修宿泊費」などについては、補助対象外経費と明確に示されており、今後各文化協会の収支予算書及び収支決算書において十分注意を払い、補助金が市民の税金で賄われていることを踏まえた上で、適切な指導を図られたい。